

## 香川県条例第33号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(法人の均等割の減免)</p> <p>第40条 収益事業を行わない法人で、法人税法第2条第5号の公共法人、同条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、<u>マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合</u>、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）のうち、知事において必要があると認めるものに対しては、均等割を減免する。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(法人の均等割の減免)</p> <p>第40条 収益事業を行わない法人で、法人税法第2条第5号の公共法人、同条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、<u>マンション建替組合及びマンション敷地売却組合</u>、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）のうち、知事において必要があると認めるものに対しては、均等割を減免する。</p> <p>2～4 略</p>
<p>(法人の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第41条 法第72条の23第2項に規定する医療法人又は農業協同組合連合会で事業税の納税義務があるものは、その法人の事業から生ずる所得について、同項の規定によってその法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(法人の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第41条 法第72条の23第2項に規定する医療法人又は農業協同組合連合会で事業税の納税義務があるものは、その法人の事業から生ずる所得について、同項の規定によってその法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額又は個別帰属益金額及び個別帰属損金額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>附 則</p> <p>(法人税割の税率の特例)</p> <p>22 昭和51年4月1日から令和8年3月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第38条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。</p>	<p>附 則</p> <p>(法人税割の税率の特例)</p> <p>22 昭和51年4月1日から令和8年3月31日までの間に終了する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第38条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。</p>

(中小法人等に対する不均一課税)

23 法人のうち資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は法第24条第1項第4号の2に掲げる者若しくは第39条第2項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算して得た法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

24 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるかどうか又は資本若しくは出資を有しないものであるかどうかの判定は、当該事業年度の終了の日(法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を含む。以下同じ。))又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。以下同じ。))若しくは第2項(同法第144条の4第2項の規定が適用される場合を含む。以下同じ。))の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあっては、その事業年度の開始の日から6月の期間の末日の現況によるものとする。

25 附則第23項の規定を適用する場合において、県内及び他の都道府県内に事務所又は事業所を有する法人(法第24条第1項第4号の2に掲げる者及び第39条第2項において法人とみなされるものを含む。附則第28項において同じ。)の法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下であるかどうかの判定は、法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。

26 事業年度が1年に満たない場合における附則第23項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

28 法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項若しくは第2項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に対する附則第23項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「500万円」

(中小法人等に対する不均一課税)

23 法人のうち資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は法第24条第1項第4号の2に掲げる者若しくは第39条第2項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算して得た法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

24 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるかどうか又は資本若しくは出資を有しないものであるかどうかの判定は、当該事業年度又は連結事業年度の終了の日(法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を含む。以下同じ。))又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。以下同じ。))若しくは第2項(同法第144条の4第2項の規定が適用される場合を含む。以下同じ。))の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあっては、その事業年度の開始の日から6月の期間の末日の現況によるものとする。

25 附則第22項の規定を適用する場合において、県内及び他の都道府県内に事務所又は事業所を有する法人(法第24条第1項第4号の2に掲げる者及び第39条第2項において法人とみなされるものを含む。附則第27項において同じ。)の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下であるかどうかの判定は、法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。

26 事業年度又は連結事業年度が1年に満たない場合における附則第22項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該事業年度又は連結事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

28 法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項若しくは第2項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に対する附則第22項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「500万円」

とする。

50 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

51 法附則第60条第1項の条例で定める放棄は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第1項又は第3項の規定の適用を受ける入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄とする。

とする。

50 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 次号から第4号までに掲げる規定以外の規定 公布の日
  - (2) 附則第50項の次に1項を加える改正規定及び附則第4項の規定 令和3年1月1日
  - (3) 第41条及び附則第22項から第24項までの改正規定、附則第25項の改正規定（「又は個別帰属法人税額」を削る部分に限る。）並びに附則第26項の改正規定（「又は連結事業年度」を削る部分に限る。）並びに次項及び附則第3項の規定 令和4年4月1日
  - (4) 第40条の改正規定 規則で定める日  
(法人の事業税に関する経過措置)
- 2 前項第3号に掲げる規定による改正後の香川県税条例（以下「新条例」という。）第41条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、同号に掲げる規定による改正前の香川県税条例（以下「旧条例」という。）第41条の規定は、なおその効力を有する。  
(法人の県民税に関する経過措置)
- 3 新条例附則第22項から第26項までの規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分又は連結事業年度分の法人の県民税については、旧条例附則第22項から第26項までの規定は、なおその効力を有する。  
(香川県税条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 4 香川県税条例の一部を改正する条例（令和元年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。  
第2の表中附則第47項から第50項までの改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
48～52 略	47～51 略